

「大學の東洋語科卒業生の知識程度は極くつまらぬもので、幾分でも語學に堪能ならんとするには長日月支那に留學する必要がある。浦潮の東洋學院の生徒は常に支那人と接觸して居る爲か知識程度は大學出に比べて稍優れて居る。之とは關係ないことであるが、どうも大學出は非實際的な支那學ばかり詰込んで學界に身を立てることばかり考へ、實際的方面を卑しむ風が有るやうに思はれる。之は教育者の大いに考へて貰はねばならぬことである。實科東洋學院は創立して間も無いことであるからその成績に就ては今のところ何とも云ふことが出來ない。

中級下級の東洋語教授施設は順調に進まんとする傾向にあれども、遺憾乍ら卒業生極めて少數なるを以て當面の需要を充たすことは出來ない。

現存東洋語教授施設の概略と評價とは上述の事實を明瞭に物語るものであるから、以下に之を示すことにする。

一、ペトロograd大學東洋語科

之は現在露國に在る東洋語教授施設中最も古いものである。其目的は古典的東洋學に通ずる者の養成にある。換言せば東洋語科の生徒は東洋諸國の國情及び言語の理論的知識を習得し、將來此知識を實際に應用するか或は更に研究を深めて教授となるべきものである。然し遺憾乍ら東洋語科卒業生の現狀はコラストウエツ氏が批評した通りの状態にある。官途に就いた東洋語科卒業生の成績は頗るわるい。彼等は唯に法律知識を持たぬのみならず、公文書の翻譯すら殆ど出來ない始末である。餘り東洋の古典なり語源なりの研究に没頭し過ぎる爲こんな結果になつたのであらうが、實に困つ

たものである。斯かる有様なれば大學の東洋語科は決して沿黒龍地方に必要な官吏、裁判官を供給するものではない。

二、浦潮の東洋學院

之は一八九九年五月二十四日創立せられたもので、其目的は東部露西亞に於ける行政或は商工業に従事する者の養成にあれば、沿黒龍地方の需要を充たすこと前者よりも多い。學院の授業眼目は東洋語及び東洋事情百般である。學課は四箇年を以つて全科とし、第二學年からは日本支那部、朝鮮支那部、支那蒙古部、支那滿洲部の四部に分れる。四部共通の科目は(一)神學、(二)支那語、(三)英語、(四)佛語、(五)支那、日本、朝鮮の地理、歴史、風俗習慣、(六)現代支那の政治組織及び商工業の概況、(七)支那、日本、朝鮮の近代史及び之等諸國と露國との交渉史、(八)東亞の商業地理及び極東の通商史、(九)經濟學、(十)國際法、(十一)露國及び歐洲列強の國家組織、(十二)民法、商法、刑法原論、(十三)計算、及(十四)商品學である。此外各部には夫々専門とする國の國語及び政治組織と商工業に關する講義がある。

各國の國語及び政治組織、商工業に關する講義は純實用的である。學生は第一學年には日常會話語を習得し、第二學年よりは公用語を以て公文書の翻譯をなし、同時に理論的及び實際的に東洋事情を研究する。即ち理論的には東洋諸國の政治、商業、地理、商品學等の講義に於て研究し、實際的には語學教材中に引用する公文書、約束手形、賣買、貸借、雇傭の諸契約、稅關手續、商用書簡等によつて研究する。

斯かる教授法は非常に有效であつて學院の卒業生をして直ちに實務の助手たらしめるに充分である。學院には尙ほ夜學と夏季海外派遣の制度が有る。夏季海外派遣は學生をして語學を實地に練習

せしめ、又東洋諸國の風土を直接研究せしめる目的を以て行はれるのであるが資金不十分のため、全部の學生を派遣すること出来ず、約半数に止まる。派遣生の中、下級生は専ら語學を實地に練習し、上級生は風土其他を研究する。後者の研究には例へば、レフ、イワノフ及びグイクトル、チエチエルフ譯の「支那鑛業法」、アントン、チエメリツ譯の「官吏の世界」、二等大尉フレイリヒ著の「奉天と其政治的商工業的意義」、二等大尉レオンテフ譯の「内村鑑三著萬短言」、ドミレリイ、ダウイドフ著の「滿洲及び洮南府の植民」など、東洋研究上好個の資料たるもの尠少でない。學院の書庫には既に此種の研究論文三百餘點有る。尙ほ優等論文には金銀牌、褒狀を與へ、なるべく印刷することになつて居る。

學院の教授、講師は合せて二十三人、此内東洋語擔當教授、講師は十人である。學院の生徒は普通生、陸軍委託生、官吏聽講生の三種に區別されて居る。

最近の生徒數を示せば次の如くである。

年 度	普通 生	陸軍委託生	官吏聽講生	合 計
一九〇七年	八六	八三	一三	一八二
一九〇八年	八六	八九	一七	一九二
一九〇九年	八五	八三	一四	一八二
一九一〇年	八五	八三	一四	一八二

生徒の殆ど半数は官私の給費生である。給費生は翻譯の成績優等なる者、操行正しき者の中から教授會議によつて選ばれる。學院の入學は各種公私中學校卒業生に等しく許される。

以前は生徒の大部分は宗教中學校出身者であつたが、近年宗教中學校出身者の中、二等成績の者の入學を禁止した結果、實科中學校出身者が盛んに入學するやうになつた。之等生徒の原籍地が大抵西比利亞と沿黒龍江地方なるは學院の目的から見ても甚だ喜ぶべき現象である。

學院には學生の寄宿舎と書庫がある。書庫の藏書六萬冊、就中價値あるものは滿洲語支那語を以つて書かれた黒龍江省齊々哈爾河川公署主要文書の寫本、其他人種學、商工業に關する二萬冊の書籍である。現在の學院の建物狭き爲、之等貴重なる資料の或は書庫に或は圖書室に或は教室に散積し居るは如何にも遺憾である。因に學院の維持費として毎年國庫が支出する金額は九萬六千七百七十七留七十五哥である。

學院の意義を評價するに當つて特記を要することは、學院が極東に關する正確なる知識の普及上多大の功勞あることである。學院創立以來茲に十二年、其間東洋諸國の歴史、人種學、商工業に關する幾多重要な著述を始め、露國は無論外國にも類稀れな支那語、日本語、朝鮮語の實用會話書が學院によつて出版せられて居る。又學院の教授、講師は東洋學院報告で、研究論文を發表して居る。尙ほ學院は東洋語の各種文書の翻譯、或は極東諸國民の風俗習慣の解明によつて沿黒龍地方の行政機關及び裁判機關に援助を與へて居る。

學院の組織は比較的良く出來て居る。然し沿黒龍地方の需要を充たすには大改革を加へねばならない。即ち東洋語以外の科目を擴張し、各種法制の講座を新設し、東洋通の法律家、行政官、實業家を養成する爲、法科と商科の二科に分け學生をして何れか一科を専修させるやうにしなければならぬ。學院は既に此點に氣附き文部當局に請願する所あつたが却下された而して學院の提出した改革案は

其儘一九〇九年に創立せられた實科東洋學院の學制として採用せられた。

三、實科東洋學院

此學院は創立間もないことであるから何とも云へぬが若し其計畫通りに進め得たならば、恐らく最も赫灼たる成績を收めるであらう。一九〇九年十月二十八日に認可せられた學則によれば、實科東洋學院は露國極東及び其接壤諸國に於ける行政或は商工業に従事せんとする者に東洋事情及び東洋語の實際的知識を授けるを以て目的とする。學院の課程は三箇年で語學及び國情研究上、支那、日本、蒙古、中部亞細亞、波斯、土耳其の六科に別れ、卒業後の就職及び活動上、商業科、植民地行政科及び領事科の三科に別れる。本學院の教授科目は略ぼ浦潮の東洋學院と同様であるが、最近に至つて選擇科の特別に應じ専門課目を補充することになつた。即ち商業科に於ては(イ)關稅及關稅政策、(ロ)研究國の詳細な商業事情、(ハ)東洋の商法を、植民地行政科に於ては(イ)行政制度、(ロ)邊境の經濟、商工業事情、(ハ)地方及び警察法規、(ニ)國境關係法制を、領事科に於ては(イ)國際法、(ロ)露國東洋交渉史、條約、(ハ)領事館勤務規程を特に教授することになつた。

本學院の入學は中等又は高等程度の學校の卒業生に許される。成績優秀の者は、夏季休暇に語學の實地練習のため研究國へ派遣せられることがある。

實科東洋學院の内容は大體斯くの如きものであるが、創立日尙ほ淺きに拘はらず、既に改革問題が起つて居る。著者は浦潮の東洋學院に於ても、ペトログラドの實科東洋學院に於ても、改革問題の起つて居る今日、兩者の統一を以て最も時宜に適した處置を考へる。殆ど同一内容の學校を二箇所に設け

置くことは贅澤であり、國費の濫費である。兩者の中何れかは須らく他の犠牲になるべきである。

斯く云へばペトログラドの實科東洋學院は(一)露國には優秀な東洋語教授が在ること、(二)優秀な生徒を集め得ること、(三)官公署多數あれば實地知識の習得に多大の利便あること、(四)生徒をして愛國心を磨かすに都合よきことなどを擧げて自校の存続を主張するであらう。

然し浦潮の東洋學院にも存続を主張し得る充分の根據が有る。即ち彼は(一)創立以來十一年間の文獻上の貢獻、(二)四年の在學が極東露領に在留する東洋人との接觸の機會を與へること、(三)研究對象たる東洋諸國と接近し居るを以て之等諸國に行つて言語の實地練習、國情調査をなすに容易なること、(四)涉外事項を直接處理する官公省は全部極東に在るを以て、實地知識の習得の上から見ても露都より浦潮の方が便利多いこと、(五)生徒をして愛國心を練磨さすには自國人ばかりの歐露よりも反つて極東露領の東洋人の間に居らしめ始終刺戟を受けさせた方が一層有效なることを擧げ得る。

斯くて此問題は兩者の統一を主眼として、妥協によつて解決するを最も賢明とする。著者一箇人としては、ペトログラド大學東洋語科は東洋語及び東洋諸國の理論的研究機關として最高の地位に置き、實科東洋學院に外務省教育部とラザレフスキイ東洋學院とを合併せしめ、更に浦潮の東洋學院と此三者合併せる實科學院は之を統一して各自の分野を劃定し、同一制度の下に前者をして専ら極東諸國の國情國語の教授を擔當せしめ、後者をして近東及び中東諸國の國情國語を擔當せしめるを以て至當の解決案とするものである。

四、ハルビン商業學校

東洋語を教授する中學程度の學校としてハルビン商業學校がある。其課程は八年。一九一一年一月一日現在生徒數四百七十七人。本校は一九〇五年の創立にかかり、西比利亞及び之と接する諸國の商業的知識並びに日支會話の教授を目的とする。一九〇七年以後支那語は第三學年より第八學年までの必須科とせられた。生徒の支那語成績は極めて良好で、不成績の者は僅かに七分六厘に過ぎない。著者自身も第六學年の課業に臨席して之の事實なるを確めることが出来た。

遺憾乍ら今年本校の父兄委員會は支那語を必須科中より除くことを提議し、東支鐵道會議に於て二對五東支鐵道廳民政部次長アファナシエフ將軍及商業部長コブリンスキイ氏反對意見で可決せられた。ハルビン商業學校はハルビン唯一の男子中等學校である。其生徒の大部分は極東に假住する者の子弟で、他の中等學校が無い爲止むなく此學校に子弟を通學させてをるので父兄が他へ轉勤すれば従つて其子弟も他へ移り支那語の課目の無い學校へ入學することになる。されば商業學校で支那語を習ふのは無益だと云ふのが可決の理由であつた。東支鐵道廳は之に對して早速抗議したが此抗議は全く至當と認めざるを得ぬ。元來ハルビン商業學校は、或は東支鐵道廳に勤め、或は一般商業に従事して滿洲に於ける露國の商工業を發展せしめる者の養成を目的とする以上、支那語及び商業の知識の教授を主眼とするは至極當然である。吾人は東支鐵道廳が區々たる私情に捕はれず飽迄も國家的見地に立つて、此決議を否認し去らんことを切望して止まない。尙ほ現在の沿黑龍地方の中國學校に於ては此地方で何の役にも立たぬ獨佛語を教へて居るが、之は實に恐なことである。須らくハ

ルビン商業學校の如く獨佛語に代ふるに東洋語を以てすべきである。何となれば東洋語は中學校を終へて直ぐに此地方の實務に就く場合にも進んで東洋學院に入學する場合にも等しく役立つからである。

五、哈爾濱尋常商業學校

本校は一九〇八年の創立にかゝり、主として支那語と滿洲の商品知識を教授する。又隨意科として別に授業料を徴收して日本語の講習がある。支那語は會話、官話、翻譯、支那の取引計算、支那商用文書等専ら實用的のものを教授する。卒業生は主として東支鐵道の下級勤務に採用せられる。本校の課程は二箇年であるが、教授の仕方良き爲、卒業生の成績は頗る優秀である。著者は本校の直接管理者たる東支鐵道が支那語に通せぬ老朽に代ふるに漸次之等の支那語に通する卒業生を以てせんことを希望する者である。

六、將校及び兵卒の東洋語研究

將校に對する東洋語教授は東洋學院、陸軍省語學講習會、沿黑龍地方軍管區司令部語學講習會で行はれて居る。日露戰役直後は露都の士官學校を始め、西比利亞、沿黑龍地方の各都市に東洋語講習會が開かれ、ハルビンの講習會の如きは成績最優等の將校に五百留、千留の獎學金さへ交附したものであるが、さしも盛んな東洋語熱も年と共に衰へ、現在では此三箇所あるのみである。

兵卒間の東洋語講習は一九〇六年からハルビンで行はれて居る。此講習は後黑龍軍管區司令部東

洋語講習會と名付けられ、後黒龍軍管區護境軍團に於て現役一年を経過した騎兵中學力ある者を以て講習生とし、軍隊用の支那語、蒙古語、日本語を教へるのである。講習生は一年の課程を終へて隊に歸り、殘餘の二年を勤務し、夏季の演習などには兵糧其他食品を支那人から買入れる際の通譯として使はれる。然し演習などは減多に有るものでないから折角覺けた語學も直ぐに忘れて仕舞ふ。著者は講習生をして習得した語學を忘れしめない爲、彼等を隊へ歸す代りに支那人と常に接觸する領事館の護衛或は東支鐵道沿線警備勤務に就かしめ、除隊の後は東支鐵道或は沿黒龍地方警察の下級勤務に就かすを以て最も適宜の處置と考へる。一九一〇年現在の講習生は約四十名、此内六名は蒙古語科、他は支那語科である。教師は蒙古人と支那人である。蒙古語科は教師が無能な爲振はないが支那語科は之に反して非常に盛んである。著者が視察した時は新學年の講習を開始してからまだ二箇月しか経たぬ時であつたが支那語の露譯、露語の支那譯共に見るべきものがあつた。日本語科は開いたことは開いたのであるが日本人の教師が二度來たきりでバツタリ罷めたので、其儘になつてをるが何れ其内に東京布教使館卒業生を呼んで來る筈である。

七、露國兒童の日本觀光及び留學

日露戰後、後黒龍軍管區護境軍團は自己の負擔を以て東京布教使館へ東支鐵道廳員の子弟を日本語研究の爲に派遣した。現今是等の日本語研究生は八人有る。彼等は布教使館の日本人學生と共同生活をなし、日本服を着用し、日本食を食べ、殆ど露語を忘れんばかりに日本に馴れて居る。彼等は露國へ歸つてから規定給料を受けて、日本に留學した年數だけ陸軍通譯として勤める義務がある。

後黒龍軍管區護境軍團司令部が東洋語研究の爲一九一〇年に支出した一萬留の内譯は次の如くである。

- | | |
|----------------|-----------|
| 一、東京布教使館派遣生學費 | 二、八四〇留 |
| 二、東洋學院在學將校四名學費 | 三、八八六留八〇哥 |
| 三、將校二名に與へた獎學金 | 一、〇〇〇留 |
| 四、兵卒に與へた獎學金 | 六三三留二〇哥 |
| 五、支那人教師給料 | 九〇〇留 |
| 六、日本人教師給料 | 七二〇留 |
| 合計 | 一〇、〇〇〇留 |

八、クリヂヤ及びウルガの通譯生養成所

兩者共に領事館附屬施設として一八八四年に創立せられ、各定員六名、課程は五箇年である。ウルガの方では支那語、滿洲語、蒙古語を教授し、クリヂヤの方では滿洲語、支那語、カラムイク語、韃靼語を教授する。卒業生は六年間通譯生として勤める義務がある。兩者の豫算は各三千留であるが、毎年の卒業生は二人以下であるが故に到底極東に於ける露國諸官衙の需要に應ずることは出來ない。現今是等諸官衙の通譯は大抵外國人であるが、彼等は一時の腰掛に通譯をやつてをるので、將來は自國の官途に就かうとして居る者である。殊に東支鐵道會社の支那人通譯は性質わるく、密かに支那側の手先をやつて居る者さへ有る。之は速かに外國人通譯全廢の方針を採り漸次彼等の數を減らして行くことが

必要である。之が爲め既設のタリヂヤ及びウルガの通譯生養成所を擴張し更に此外、琿春、吉林、琿春、日本、朝鮮の領事館にも附屬施設として通譯生養成所を設けるべきであると思ふ。

九、支那人の露語習得

茲に注意すべき問題は支那人をして露語を習得せしめやうとする輿論が露國に於て盛んなことである。

此輿論は近頃支那に於て盛んに自國語の學校を開く諸外國の新計畫に刺戟されて起つたものであるが、著者は之を以て猿真似と云ひたい。諸外國は是等の學校の出身者をして自國へ留學せしめ將來彼等をして自國の文化を支那に傳へしめ、延いて自國の勢力を支那に扶植するを目的とするものである。されば露國が支那人を露國へ留學せしめることに就て何等考慮する所なく漫然支那に於ける露語學校の設立を主張するは愚の骨頂である。若し又露國が今支那人の露國留學に便する制度を設けたところで、支那人は何を好んで態々露國くんたりへ留學しやう。支那には既に露語學校が以下列挙する如く十六もあるのである。即ち北京露語學校、天津露佛語通譯生養成所、張家口下級陸軍學校、武昌、廣東、芝罘、牛莊、奉天、吉林、齊々、哈爾、什具察克等の通譯生養成所、長沙學校、瀋州及び天津大學、漢口露支商業學校、是等諸學校に於ける露語教授法の完全なことは北京駐在露國公使ポコチロフの命を受けて巡視したブランド氏の認めて居る所である。

十、北京露語學校

北京露語學校は義和團の亂の一年前に東支鐵道が鐵道勤務の支那青年を養成する爲に創立したもので、毎年の校費は二萬五千兩である。露人教師三人、支那人助教師七人居り、此内露人教師は東支鐵道が任命する。全課程は五年乃至七年で、露人教師は、露語、露國地理、露國歴史、露支條約、露國の立法行政の概略、國內法及び國際法原論を教へ、支那人助教師は、支那語で中學課程の全部を教授する。生徒現在數百二十人、一九一〇年の卒業生は十二名である。

十一、漢口露支商業學校

漢口露支商業學校は一九〇七年の創立にかゝり、(一)露國茶商及び露亞銀行に使用する教育ある支那青年の養成、(二)露人の系統的支那研究、(三)支那人との接近を目的とする。

支那人部の課程は五年、露人部の課程は三年である。校費は茶商が毎輸出茶箱に付半哥宛の舉金、露亞銀行の補助金、北京露國布教使館の補助金を以つて支辨する。生徒數約五十人、此内露人部は十名、教師は露人二名、支那人一名である。北京露國公使の報告によると、此學校は茶商間に軋轢生じたるため近く閉校されるかも知れぬと云ふ。

十二、露人の東洋語研究の必要

一體支那人に露語を教へることは露國のためにはならない。反つて害になる。何となれば彼等は習ひ覺けた露語を活用して對露發展を試み、極東露領の經濟的占領を益々確實にするであらふ。支那人に對する露語教授は須く中止し、反對に露人に對して支那語を教授することに全力を注がねばなら

ない。
 若し兩國の親善上、支那人に露語を教へる必要ありとせば、彼等を設備整つて居る歐露の學校に留學さすべきである。烏拉爾以東は萬事まだ建設時代にあれば、唯に彼等をして露國の偉大露國の權威を知らしめるに足らざるのみならず、反つて露國興し易しの感を起さすであらう。日本に敗けて以來、極東に於ける露國の勢力舊の如くならざる今日、吾人の支那人に對する態度は極めて慎重を要することを知らねばならない。(完)

露文資料既近刊總目錄

一、露文調查資料

- | | | | |
|-----|---------------------|------|---------|
| 第一號 | 亞細亞露西亞の國土と産業 | (上卷) | 大正十三年七月 |
| 第二號 | 同 北滿洲の東支鐵道 | (下卷) | 大正十三年五月 |
| 第三號 | 同 國際市場に於ける露國コオレレシヨン | (下卷) | 大正十三年四月 |
| 第四號 | 滿洲の森林 | (上卷) | 大正十三年六月 |
| 第五號 | 黑龍江水系水路誌 | (下卷) | 大正十三年七月 |
| 第六號 | 同 黑龍江及支流の航運 | (上卷) | 大正十三年九月 |
| 第七號 | 同 黑龍江省 | (下卷) | 大正十三年六月 |

第八號	同	極東露領に於ける黄色人種問題	(下卷)	大正十三年七月
第九號	亞細亞露西亞の住民			大正十四年一月
第十號	亞細亞露西亞の交通			同
第十一號	露領黒龍州の畜業			同

以下續刊

二、露文 勞農露國調査資料

第一編	勞農露國の社會保險			發行年月
第二編	露國の國營事業			大正十三年四月
第三編	革命後の露國農村經濟狀態			同
第四編	露國農村經濟統計			大正十三年七月
第五編	露國共產黨研究資料(極秘)			同
第六編	露西亞共和國の國民教育			同
第七編	露國の統治組織及機關			大正十三年八月

第八編	同		(第二卷)	同
第九編	同		(第三卷)	同
第十編	同		(第四卷)	同
第十一編	同		(第五卷)	同
第十二編	同		(第六卷)	同
第十三編	露國に於ける勞働需給關係			同
第十四編	勞農露國に於ける民族問題			大正十三年九月
第十五編	露國の工業組織			同
第十五編附録	勞農露國の上ラスト模範定款			同
第十六編	勞農露國に於ける外國人の法律的地位			大正十三年十月
第十七編	勞農露國に於ける私營事業及私有財産權			同
第十八編	勞農露國の軍事			大正十三年十月
第十九編	露國の統治組織及機關		(第七卷)	同
第二十編	露國の各聯盟共和國概要			大正十三年十二月
第二十一編	露國の自治共和國及自治州			同
第二十二編	勞農國家の教會			同

第二十三編 露國工業法概要 (上卷) 大正十四年一月

第二十四編 同 露國工業經濟に關する指導的意見 (下卷) 同

第二十五編 露國共產黨第十二回大會決議 (同上卷) 大正十四年三月

第二十五編附錄 (工業に關する決議) 同 大正十四年三月

第二十六編 極東露領及西比利經經事情 (上卷) 同

第二十七編 同 (下卷) 同

第二十八編 露國の工場委員會 同

以下續刊

大正十四年一月十五日發行

大正十四年一月十五日發行

大正十四年一月十五日發行

大正十四年一月十五日發行

大正十四年一月十五日發行

大正十四年一月十五日發行

大正十四年一月十五日發行

大正十四年一月十日印刷
大正十四年一月十五日發行

南滿洲鐵道株式會社
庶務部調查課

印刷者 大連市大山通六十三番地
太田信三

印刷所 大連市大山通六十三番地
小林又七支店

